

発議第 6 号

議案第 15 号指定管理者の指定についてに対する附帯決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 19 日 提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者	嬉野市議会議員	諸上	栄大
賛成者	嬉野市議会議員	田中	政司
	嬉野市議会議員	森田	明彦
	嬉野市議会議員	山口	卓也

理由 指定管理者の指定については理解はするものの、その導入スケジュールについて、今後は指定管理者制度運用ガイドラインに沿った対応を的確に遂行していくことを強く求めるため。

議案第 15 号指定管理者の指定についてに対する附帯決議（案）

嬉野市社会文化会館は、指定管理者制度の導入に向け、令和 5 年度当初予算において、指定管理者選定委員会の予算が計上され、その後、指定管理者制度運用ガイドラインに基づき計画的な協議が遂行されていたと思っていた。

しかし、嬉野市社会文化会館指定管理候補者選定協議報告書には、令和 5 年 12 月 6 日に第 1 回指定管理者選定委員会が、また、令和 5 年 12 月 18 日には第 2 回指定管理者選定委員会が開催され、令和 5 年 12 月 20 日に指定管理者募集の告示及び募集開始された。結果的に令和 6 年 2 月 2 日の第 3 回指定管理者選定委員会において、指定管理者が株式会社佐賀広告センターに決定され、令和 6 年度途中からの指定管理を開始するという状況に至っている。

今回の指定管理者の指定については、そのスケジュールにおいて指定管理者制度運用ガイドラインに沿った遂行がなされておらず、また、指定管理候補者にかかる情報の公開の取り扱いについても、基本方針に基づいた対応が一部しかなされていない状況であり、進捗状況の遅れる理由等の説明が議会に対しても行われなかったことは、非常に残念である。

指定管理者については一定の理解はできるものの、今後の指定管理者制度の導入に向けた取り組みにおいては以下の事項に十分留意するよう求める。

記

- 1 今後、指定管理者の指定は指定管理制度運用ガイドラインのスケジュールに沿った対応を行うことを求める。また、やむを得ず、進捗が遅れる場合等には、議会への説明を行うことを強く求める。
- 2 今後、指定管理候補者にかかる情報公開においてもその基本方針に沿って速やかに行うことを求める。
- 3 誰もが指定管理制度について知ることができ、また、導入スケジュールなども確認できるよう、指定管理者制度運用ガイドラインの公表を求める。

以上、決議する。

令和 6 年 3 月 19 日

嬉野市議会